公　示　日：2026年6月17日（水）
調達管理番号：26a00334
国　　名：ラオス国
担当部署：地球環境部森林・自然環境保全グループ第1チーム
調達件名：ラオス国持続可能な森林管理と気候変動緩和のためのREDD+実施強化プロジェクト詳細計画策定調査（森林モニタリング）
適用される契約約款：
「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1.　担当業務、格付等

（１）担当業務　：森林モニタリング
（２）格　付　　：3号
（３）業務の種類：調査団参団

2.　契約予定期間等

（１）全体期間：2026年8月上旬から2026年9月中旬
（２）業務人月：1.00
（３）業務日数：

準備業務	現地業務	整理業務
5日	15日	5日

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1部
（２）　見積書提出部数：1部
（３）　提出期限：2026年7月1日（水）（12時まで）
（４）　提出方法：国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）
具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照くださ

い。
（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

✧ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

✧ 評価結果の通知：2026年7月10日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：
① 業務実施の基本方針　16点
② 業務実施上のバックアップ体制　4点
（２） 業務従事者の経験能力等：
① 類似業務の経験　40点
② 対象国・地域での業務経験　8点
③ 語学力　16点
④ その他学位、資格等　16点
（計100点）

類似業務経験の分野	森林モニタリングに係る各種調査
対象国及び類似地域	ラオス及び東南アジア地域
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：特になし

6. 業務の背景

ラオス国では、人口の増加、農地の拡大、気候変動、違法伐採や密猟、さらには持続可能性を考慮しない資源開発等によって生物多様性や環境が脅威にさらされてきた。中でも森林が受けてきた影響は大きく、1940 年代には 70%以上であった森林被覆率は、2010 年には約 40%にまで低下した（国家グリーン成長戦略 2030）。また、ラオス国における温室効果ガス排出量の約 9 割が土地利用・土地利用変化・林業に由来するものであり、森林保全・回復を通じた気候変動対策が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、ラオス国政府は、森林被覆率を 70%に回復させることを目標とした「森林戦略 2020」や「森林戦略 2035」を策定するとともに、「第 10 次国家社会経済開発計画（2026～2030）」、「国家グリーン成長戦略 2030」等を策定し、環境に優しい持続可能な経済成長や気候変動・自然災害への対応、天然資源と環境の保護等を重要政策に掲げ、森林保全・回復を進めてきた。JICA の「効果的な REDD+資金活用に向けた持続的森林管理能力強化プロジェクト」、「持続可能な森林管理及び REDD+支援プロジェクト」等や他ドナーの支援もあり、2015 年には森林被覆率が 57.4%にまで回復し、2015～2018 年の間にラオス全国で総計 1,468 万 tCO2eq の二酸化炭素の排出削減・吸収も達成された。また、この排出削減・吸収に対してラオス国は、認証機関（Accredited Entity。以下「AE」という。）である JICA を通じて緑の気候基金（Green Climate Fund。以下、「GCF」という。）から、REDD+ 成果払い資金 を受領予定である。加えて森林炭素パートナーシップファシリティ（Forest and Carbon Partnership Facility。以下、「FCPF」という。）の炭素基金からも REDD+成果払い資金を受領している。ラオス国は「森林戦略 2035」等において、森林保全・回復を通じた気候変動対策促進の中核的手段として REDD+を定めており、上記のような成果払い資金の森林保全や気候変動対策への再投資も含めて、準備・実施・成果払いを通した REDD+のサイクルを継続していくことが重要である。

一方、REDD+を継続し拡大するには、対策を実施しなかった場合の排出・吸収のベースラインである森林参照排出レベル（Forest Reference Emission Level。

以下、「FREL」とする。）／森林参照レベル（Forest Reference Level。以下、「FRL」とする。）の策定が必須である。JICA の「持続可能な森林管理及び REDD+支援プロジェクト」において 2015～2025 年の FREL／FRL 策定支援を行ったが、2026 年以降の FREL／FRL は未策定である。REDD+の展開戦略の基盤として、また REDD+成果払いを含めた資金の獲得のためにも、新たな全国レベルの FREL／FRL の策定は急務であるが、前回の FREL/FRL 策定時と比較して、使用するデータの数・質やスコープ含めて精緻化が求められることから、農業環境省（Ministry of Agriculture and Environment。以下、「MAE」とする。）森林局（Department of Forestry。以下、「DOF」とする。）への高度な技術力の移転と定着を図るべく更なる支援が必要である。

また、ラオス国では近年、森林火災による深刻な被害が生じており、その管理が REDD+において重要な課題となっている。こうした状況をふまえ、ラオス国政府は 2023 年に森林火災や森林への侵入・違法行為への対策を含めて森林管理を強化する首相令を発令し、政府内にタスクフォースを設置する等、対応を強化してきた。その中で JICA が開発・運用を支援した県森林減少モニタリングシステム（Provincial Deforestation Monitoring System。以下、「PDMS」とする。）に、衛星データを活用した森林火災の早期発見・アラート機能の追加が必要となっている。実施中の「効果的な REDD+資金活用に向けた持続的森林管理能力強化プロジェクト」において機能追加に部分的に対応しているが、システム上の同機能の開発は、現場での対応とも連動するため、森林火災の発生要因や実施機関の指示系統等の情報が不可欠であり、こうした情報分析・対応方法の整理を含め、包括的かつ適切なシステム開発および運用に向けた支援が求められている。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2026 年 8 月上旬～2026 年 8 月中旬）

① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、実施機関（Counterpart。以下、「C/P」とする。）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。

② 担当分野に係る現状分析を行うとともに、解決が必要な開発課題を想定 し、担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。

③ プロジェクトの Project Design Matrix（以下、「PDM」とする。）案、Plan of Operations（以下、「PO」とする。）の担当分野関連部分を検討する。

④ 対処方針会議を含め、関連会議に参加する。

（２） 現地業務（2026 年 8 月中旬～2026 年 8 月下旬）

① JICA ラオス事務所等との打合せに参加する。

② ラオス関係機関との協議及び現地調査に参加する。

③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、国家森林モニタリングシステム（National Forest Monitoring System。以下、「NFMS」とする。）全般の動向と共に FREL／FRL 及び既存の PDMS に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。主な内容は以下のとおり。

ア） 関係各機関（DOF、天然資源・環境検査局（Department of Natural Resources and Environment Inspection。以下、「DNREI)とする。)）における森林モニタリングに係る情報。

(a)各機関及び下部の所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d)組織、職員の能力

(e)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

(f)使用している情報システムや資機材等

イ） 実施中の技術協力「効果的な REDD+資金活用に向けた持続的森林管理能力強化プロジェクト」の中で達成された成果・進捗・課題

ウ） 2026 年度以降の FREL／FRL 策定に向けた現状の取組と課題

エ） PDMS のラオス全土での運用および森林火災アラート機能追加に向けた現状・課題

オ） ラオスにおける森林火災に関する情報（過去の火災件数、生態系および人的被害、要因、対応における指揮系統、現場での対応等)、森林火災対策における日本の技術活用の可能性検討

カ） NFMS の運用の現状・課題、PDMS（森林火災アラート機能含む）との

連動における課題

キ） NFMS、PDMS（森林火災アラート機能含む）の改善、運用における日本の技術活用の可能性検討

ク） NFMS、FREL/FRL、PDMS に関する他ドナーの動向（取組状況やドナー間連携の現状等）

④ 本プロジェクト終了後 10 年程度を見越したラオスにおける REDD+の望ましい状況とそこに到達するために必要な段階、各段階で必要なラオス自身のアクションや支援を検討する（Theory of Change の概念を基に、バックキャストで検討）。

⑤ 本プロジェクトの気候変動緩和・適応及び生物多様性主流化との関係性を確認するため、以下について情報収集・分析を行う。

（ア） 「気候変動対策支援ツール」（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation)(https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html)」「2.森林減少・劣化対策」／（適応版）「5.森林・自然環境保全」等を参考にした本プロジェクト実施による温室効果ガス（Greenhouse Gas/Gases。以下、「GHG」とする。）排出量削減効果の推計（ただし、詳細計画策定調査において実施内容や成果を検討する中で上記効果の推計が難しいと思われる場合には、推計が難しい理由や背景を分析・整理する）

（イ） 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation)(https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html)」「5.森林・自然環境保全」等を参考にした現在及び将来の気候変動の影響の予測、本プロジェクトに与える影響の評価（気候リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション）の検討

（ウ） 「生物多様性主流化支援ツール（JICA Biodiversity-FIT）(https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/green/biodiversity-fit/index.html)」の防災セクター等を参考に、本プロジェクトにおける活動と生態系サービスとの接点（依存・影響）の整理を実施し、当該接点から生じる自然関連の機会とリスクの分析を踏まえた生態系インパクトの特定を行う。その上で、ネイチャーポジティブに資する対応策（自然を基盤とした解決

策。Nature-based Solutions。以下、「NbS」とする。）等の検討と、同策の事業への組み込みの検討・提案、及び効果指標・モニタリング手法の検討・提案を行う。上記検討に使用した根拠資料（接点整理表、生態系インパクト整理結果、対応策リスト、指標設定の考え方等）を提出する。

⑥ 担当分野に係る実施内容や実施体制、必要な現地コンサルタントや資機材（概算含む）を検討する。

⑦ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、Minutes of Meetings （以下、「M/M」とする。）案の作成に協力する。

⑧ ミニッツ協議に参加する。

⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ラオス事務所等に報告する。

（３） 整理業務（2026 年 8 月下旬～2026 年 9 月中旬）

① 事業事前評価表（案）作成に協力する。

② 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

④ リスク管理チェックリスト案の作成に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2026 年 9 月 18 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「ＸI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 8 月 16 日～8 月 30 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

（ア） 総括（JICA）

（イ） 森林政策（JICA）

（ウ） 協力企画（JICA）

（エ） 森林モニタリング（本コンサルタント）

（オ） 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ラオス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通 訳 傭 上：英語または日本語⇔ラオス語の通訳を必要に応じて提供
現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによ

るアポイント取り付けが必要となる場合があります。

オ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境保全グループ第一チームから配付しますので、gegdn@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・本プロジェクト要請書

・ラオス国効果的なREDD+資金活用に向けた持続的森林管理能力強化プロジェクト(第1期)業務完了報告書

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

・Sustainable forest management and REDD+ support project in Lao People's Democratic Republic : completion report (term Ⅱ)

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12336962.pdf

・事業事前評価表「効果的なREDD+資金活用に向けた持続的森林管理能力強化プロジェクト」

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_1904177_1_s.pdf

（３）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。

⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上